

文教福祉常任委員会 会議録

令和6年3月14日（木）午前9時00分～
小美玉市役所 3階 議会委員会室

小美玉市議会

文教福祉常任委員会

令和6年3月14日(木)午前9時～

議会委員会室

1. 開会

2. 委員長あいさつ

3. 執行部あいさつ

4. 議事

- ① 議案第 6号 小美玉市医療費助成に関する条例の制定について
- ② 議案第10号 小美玉市医療センター地域医療存続運営評価委員会条例の一部を改正する条例について
- ③ 議案第11号 小美玉市介護保険条例の一部を改正する条例について
- ④ 議案第12号 小美玉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ⑤ 議案第13号 小美玉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ⑥ 議案第14号 小美玉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- ⑦ 議案第15号 小美玉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- ⑧ 議案第16号 小美玉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- ⑨ 議案第17号 小美玉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ⑩ 議案第18号 小美玉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ⑪ 議案第19号 行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例について
- ⑫ 議案第20号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- ⑬ 議案第22号 小美玉市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例について
- ⑭ 議案第23号 令和5年度小美玉市一般会計補正予算(第8号)
- ⑮ 議案第24号 令和5年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- ⑯ 議案第25号 令和5年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第3号)
- ⑰ 議案第28号 令和5年度小美玉市介護保険特別会計補正予算(第3号)

5. その他

6. 閉会

出席委員（7名）

2番	宮内勇二君	4番	内田和彦君
9番	島田清一郎君（副委員長）	10番	鈴木俊一君
12番	石井旭君（委員長）	13番	谷仲和雄君
17番	大槻良明君	14番	長島幸男君（議長）

欠席委員（なし）

付託案件説明のため出席した者

市長	島田幸三君	教育長	羽鳥文雄君
保健衛生部長	菅谷清美君	福祉部長	佐々木浩君
文化スポーツ 振興部長	藤枝修二君	教育部長	滑川和明君
教育委員会 理事	佐藤雅記君	医療保険課長	重藤辰雄君
健康増進課長	太田由美江君	社会福祉課長	岡野あけみ君
介護福祉課長	小川和夫君	地域包括支援 センター長	大山伸一君
子ども課長	長沼光子君	生涯学習課長	田山智君
スポーツ推進 課長	関川克己君	生活文化課長	片岡理一君
教育指導課長	長谷川正幸君	教育企画課長	大原光浩君

議会事務局職員出席者

書記 菅澤 富美江

午前 9時00分 開会

◎開会の宣告

○副委員長（島田清一郎君） おはようございます。

ただいまより文教福祉常任委員会を開会いたします。

最初に、委員長挨拶、石井委員長お願いいたします。

○委員長（石井 旭君） 改めて、おはようございます。

本日は17議案ということで、朝早く9時からのご集合ということで、本当にありがとうございます。ご参集ありがとうございます。

また、小川支所、玉里支所から来た職員には、本当に朝早くからありがとうございます。

長時間になると思いますが、慎重審議をお願いいたしまして、簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副委員長（島田清一郎君） ありがとうございます。

執行部挨拶、島田市長お願いいたします。

○市長（島田幸三君） まず、予算委員会での当該委員会のご審査のほうありがとうございました。特に本委員会の中では人口減少問題ということで、子育て支援あるいは移住定住ということでご審議をいただきました。また、高齢者福祉、障がい者福祉等もありますけれども、これもしっかりと健康寿命延伸のための施策なり取り組んでいきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本委員会の慎重なるご審議のほどをお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

○副委員長（島田清一郎君） ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。議事進行は委員長をお願いいたします。

○委員長（石井 旭君） 議事に入る前に、本日、山崎議員、鬼田議員が傍聴いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議題は、3月8日に付託された議案審査付託表のとおりであります。関係資料につきましては、スマートディスカッションに保存されておりますので、準備のほうはよろしいでしょうか。

当委員会の議事の進め方でございますが、質疑の方法は一問一答方式とし、一人の方が全て終了するまで質疑を続けることとします。簡潔かつ明瞭になされ、重複質疑を避けられますよう、よろしく願いをいたします。

また、執行部においても、明快な答弁をお願いいたします。なお、執行部が即時に答弁し難い質疑があった場合は当該質疑に対する答弁を一時保留とし、委員には次の質問をお願いいたします。一時保留にした答弁は、執行部において整い次第、再開することといたします。各委員におかれましては、よろしくご協力のほどお願いいたします。

なお、会議録作成の都合上、発言の際はマイクを使っていただき、質疑が終わりましたら、必ず電源をお切りいただきますようお願いいたします。

それでは、これから付託案件の審査に入ります。

議案第6号 小美玉市医療費助成に関する条例の制定について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

重藤医療保険課長。

○医療保険課長（重藤辰雄君） それでは、議案第6号 小美玉市医療費助成に関する条例の制定についてご説明をいたします。

なお、今後の説明につきましては、着座にてご説明をさせていただきますので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

まず、1枚目をご覧ください。

議案第6号 小美玉市医療費助成に関する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、子どもの医療費の自己負担分を全額助成する施策を実施するため、この案を提出するものでございます。

条例の内容でございますが、おみたまっ子未来応援の施策の一環として医療費助成制度を導入し、0歳から高校生相当の18歳までの子どもが医療福祉費支給制度、いわゆるマル福を使用して、医療機関に支払う自己負担金を償還払いで保護者等に助成して、実質的に無償化とする内容でございます。

受診から償還払いまでの流れでございますが、市独自の制度となりますため、従来どおり健康保険証とマル福を利用して医療機関を受診し、窓口で所定の自己負担分をお支払いいただいた後に、診療情報を基に受診してから約4か月後に自己負担分全額を償還払いとするものでございます。このように、一旦支払った自己負担分全額を償還払いすることによりまし

て、実質的に無償化とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（石井 旭君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

先ほど説明いただきまして、市独自の施策についてこの条例ということで、それで、マル福、その所定の自己負担分をお支払い、窓口でした形の後に4か月後償還払いで実質無償化ということになるという説明でございますが、これ、市独自の制度ということで、これ4月1日からもう施行になる形になりますが、周知方法等はどのような形でいくか。それだけちょっと1点お聞きしたいと思います。

○委員長（石井 旭君） 重藤医療保険課長。

○医療保険課長（重藤辰雄君） 広報、周知につきましては、この議決を頂戴した後に始めさせていただくわけでございますけれども、市報等を使わせていただきまして広報させていただくわけでございますが、なるべく皆様に早い段階で周知できるよう努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○委員長（石井 旭君） 谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） 慣れるまでは手続等がちょっと複雑になるのかなと思いますので、その点よろしくお願いいたします。要望いたします。

以上です。

○委員長（石井 旭君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） よろしいですか。

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第6号 小美玉市医療費助成に関する条例の制定について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（石井 旭君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第10号 小美玉市医療センター地域医療存続運営評価委員会条例の一部を改正する条例について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

重藤医療保険課長。

○医療保険課長（重藤辰雄君） それでは、議案第10号 小美玉市医療センター地域医療存続運営評価委員会条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

まず、1枚目をご覧ください。

議案第10号 小美玉市医療センター地域医療存続運営評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、庶務の所管替えを行うため、この案を提出するものであります。

今回の改正内容でございますが、令和6年4月1日付で組織の一部改変が実施され、地域医療政策を一括して取り組めるよう、新たに健康増進課内に地域医療対策係が新設されることに伴いまして、当委員会の所管を医療保険課から健康増進課へ所管替えを行うものでございます。あわせまして、委員が任期途中で交代した場合における規定を追加するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

委員が途中で交代した場合における規定を第5条第2項に加えまして、第8条中の「医療保険課」を「健康増進課」に改めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（石井 旭君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） 先ほど説明の中で、地域医療対策係の新設に伴うものにより健康増進課へ移管ということでございます。それで、それがこの改正の目的になるのかなとは思

んですが、この地域医療対策係、この詳細等は別にしまして、現在、令和6年度から第8次、県の保健医療計画の在宅医療と介護連携に関連するところで、1つは医療機関の選定というところで、先日の一般質問の中で、3つ選定でお名前が挙がっておりました。拠点施設が地域包括支援センターと、あとこちら、小美玉市医療センターさんという拠点施設ということで、この在宅医療と介護連携に関するところの話も、この地域医療対策係、ここの議案10号である小美玉市医療センター地域医療存続運営委員会の中で議論の題材になるかどうか、これをちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（石井 旭君） 重藤医療保険課長。

○医療保険課長（重藤達雄君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

地域医療存続運営評価委員会の審議内容につきましては、主に小美玉市医療センターの運営に関する内容をこちらで審議をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） その審議の議題というのはどのような形で決めますか。

○委員長（石井 旭君） 重藤医療保険課長。

○医療保険課長（重藤達雄君） 審議の事業の内容につきましては、委員長、副委員長と相談して議題のほうを今まで決めさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） では、要望といたしまして、在宅医療と介護の連携、こちらの分野、地域医療対策の一環として、もしそういう機会があればぜひよろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第10号 小美玉市医療センター地域医療存続運営評価委員会の条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第11号 小美玉市介護保険条例の一部を改正する条例について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

小川介護福祉課長。

○介護福祉課長（小川和夫君） それでは、第11号の小美玉市介護保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明をさせていただきます。

こちらの介護保険条例につきましては、介護保険法の改正と併せまして、第9期の小美玉市介護保険事業計画策定等に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容といたしまして、まず計画策定により見込まれます令和6年度から令和8年度までの3年間に必要となります介護サービス料などに基づく介護給付費等から算出をいたしました第1号被保険者保険料の基準額、第5段階における年額となりますが、6万4,200円といたします。こちらは、現行の金額と同額ということで、据置きという形を取らせていただいております。

続きまして、国の定めます標準乗率及び標準所得金額の改正に伴いまして、現行の所得段階区分が現在10段階となっておりますが、今回の改正に伴いまして、国の示します13段階に改めまして、各段階の基準額に対する所得金額等について変更するものでございます。

次に、非課税世帯の第1段階から第3段階までの所得階層の方につきまして、国の方針に基づき低所得者の方の負担軽減強化ということで、非課税世帯に対する公費負担によります保険料の負担軽減を引き続き継続するものでございます。

また、介護保険料と直接の関係はございませんが、今回の改正に併せまして、市町村の特別給付費で行っております紙おむつ等の支給サービスの対象者につきまして、非課税世帯の要介護、現在4、5という認定者を対象としているところでございますが、こちらにつきまして、改めて要介護3の方の認定者まで拡大をする改正を併せて行っております。

改正に伴います施行期日は令和6年4月1日でございます。

条文で申し上げますと、こちら、改正条例の新旧表で定めております。まず、5条については今申し上げました紙おむつの内容でございます。次に第8条に係る部分ですが、こちらが今回の改正に伴う内容となります。それぞれの段階に応じまして、所得段階に応じた改正を行っているところでございます。特に、先ほど申し上げました1段階から3段階までの方につきましては、標準の割合の率をそれぞれ変更しております。そちらにつきましては、条文の後段の読替規定で定めているところでございまして、本来ですと、改正の案に出しております(1)番が2万9,200円となっておりますが、読替規定によりまして、1万8,200円に読み替える形になります。2段階につきましても、本分では(2)番として4万3,900円で定めておりますが、後半で読替規定によって3万1,100円と読み替えます。あわせて、3段階の方についても、同じように4万4,200円から4万3,900円へ読替えを行うという形になっております。

介護保険条例の基本の内容の改正につきましては以上となりますので、よろしく願いいたします。

○委員長(石井 旭君) 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長(石井 旭君) よろしいですか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長(石井 旭君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第11号 小美玉市介護保険条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長(石井 旭君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第12号 小美玉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第13号 小美玉市指定地域密着

型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第14号 小美玉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、議案第15号 小美玉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についての計4件は、関連があるため一括議題といたします。

執行部より説明を求めます。

小川介護福祉課長。

○介護福祉課長（小川和夫君） それでは、ただいまご説明をいただきました議案第12号から第15号までの4件の条例の一部改正につきましてのご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、介護保険法と関係政省令の改正に伴いまして必要な改正を行うものでございます。特にこの4議案につきまして、改正事項としましては、国のほうで先般決定をしました、いわゆる磁気ディスク、いわゆるフロッピーディスクです。こちらはもう使わないというようなことに決定をしておりますが、そういう形で磁気ディスク、また、いわゆるCD-ROMといった特定の媒体名を今まで条文中に定めておりましたが、こちらを削りまして、いわゆる抽象的な名称ということで、現在一般的に記録媒体として使われているものを多く使っていくということで、磁氣的記録媒体という表現に置き換えるということで、各条例についての改正を行うものでございます。

また、特定の媒体名が定まっております規定が数多く存在しておりますが、国が定めているデジタル化、こちら国のほうが今推進しておるわけでございますが、このデジタル化を図っていく上で、手続のオンライン化等の妨げとなっている状況を踏まえた上で、新たな情報通信技術の導入、活用に円滑な対応をするという観点で、特定の記録媒体以外の幅広い媒体の使用が可能である旨を条文中に明記するものでございます。特定の媒体名を削りまして、抽象的な規定に改める改正を行う形でございます。こちら、4つの条例の一部改正につきまして共通して行っているものでございます。

また、それぞれの条文中に語句の修正等は行っておりますが、今回の改正で大きなものは、この今申しあげました2つの事項になっております。

施行期日につきましては、令和6年4月1日からという形になりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（石井 旭君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号の計4件について一括採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第16号 小美玉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第17号 小美玉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての計2件について、関連があるため一括議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長沼子ども課長。

○子ども課長（長沼光子君） それでは、議案第16号 小美玉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてと議案第17号 小美玉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、関連がございますので、一括で説明させていただきます。

提案理由につきましては、どちらもこども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の改正施行に伴い所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

まず、議案第16号 小美玉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございますが、改正箇所多くは子ど

も・子育て支援法第19条の引用改正を行うものです。そのほか、事務移管に伴い、規定中の厚生労働大臣は内閣総理大臣とし、その他所要の改正となっております。

次に、議案第17号 小美玉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございますが、第2条に用語の意義が加入しております。

そのほか、事務移管に伴い、規定中の厚生労働大臣は内閣総理大臣とし、その他所要の改正となっております。

説明については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（石井 旭君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第16号、第17号の計2件については、一括採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第18号 小美玉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長沼子ども課長。

○子ども課長（長沼光子君） それでは、議案第18号 小美玉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

提案理由につきましては、放課後児童健全育成事業の実施に係る通知改正に伴い所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

放課後児童支援員の資格研修について、研修を修了することを予定している者も放課後児童支援員とみなし、研修計画を定めた上で放課後児童支援員として業務に従事することとなつてから2年以内に研修を修了することを予定している者に変更されます。

説明については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（石井 旭君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） よろしいですか。

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第18号 小美玉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第19号 行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

大原教育企画課長。

○教育企画課長（大原光浩君） 議案第19号 行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明させていただきます。

提案理由でございますが、行政組織機構改革に伴い、関係条例について所要の改正を行うため、この案を提出するものであります。

令和6年4月1日から文化スポーツ振興部所管の生涯学習課、スポーツ推進課、生活文化

課、4月からは文化芸術課になりますが、教育委員会に移管になることに伴い、小美玉市社会教育委員に関する条例の一部改正ほか22の条例の一部改正案でございます。

内容につきましては、1ページの小美玉市社会教育委員に関する条例の一部改正から10ページまでの小美玉市スポーツ交流施設条例の一部改正に係る内容でございます。職務権限の法律や委任事務の規則に基づき、条文中の市長を教育委員会に改めるものや、条文に教育委員会を加えるなど、改めるものでございます。

11ページ以降に条例改正の新旧対照表を添付してございます。左側が改正案、右側が現行を記載しておりまして、下線部分が改正部分となります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（石井 旭君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） よろしいですか。

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第19号 行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第20号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長谷川教育指導課長。

○教育指導課長（長谷川正幸君） それでは、議案第20号 小美玉市特別職の職員で非常勤の

ものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、学校運営協議会委員の報酬の額を見直すことによって、他市町村との均衡を図り、学校運営協議会委員の充実強化に資するため所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表3ページのほうをご覧くださいと思います。

右側の現行欄、別表真ん中の報酬額のところ、日額5,000円を左側の改正案のとおり、報酬額を年額1万5,000円とするものでございます。

本市の現在の状況としましては、日額5,000円ということで年間3回程度の会議を行っておりました。最近はそれに加えて、夏季研修会や交流会など会議の回数が増えてきておりました。そういった中、近隣市町村の状況を見ましたところ、近隣で申し上げますと笠間市が年額1万円、水戸市が年額1万2,000円となっておりますこともありまして、今回の改正案を提案するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（石井 旭君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） よろしいですか。

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第20号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決ま

た。

続いて、議案第22号 小美玉市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

田山生涯学習課長。

○生涯学習課長（田山 智君） それでは、議案第22号 小美玉市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例についてご説明いたします。

提案理由でございますが、青少年問題協議会の役割については、社会教育委員、青少年相談員及び青少年を育てる小美玉市民の会などへ引き継がれていることから、条例を廃止するためこの案を提出するものでございます。

青少年問題協議会につきましては、合併前の旧美野里町に設置されていた問題協議会で新市に引き継がれておりますが、小美玉市になってから青少年問題協議会を設置はしておりません。

説明は以上となります。ご審議をよろしく申し上げます。

○委員長（石井 旭君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） この青少年問題協議会は旧美野里町で行っていて、新市になってからは引き継がれていないという説明だったと思います。それで、この青少年問題協議会の役割、そうすると、この新市になってから引き継がれていない中で、ここの社会教育委員、青少年相談員及び青少年を育てる小美玉市民の会等へ引き継がれていると。ちょっとそこどころ、具体的にどういう取組があつて、どういう会議体でも結構ですし、ちょっと概要を含めながらご説明いただければと思います。

○委員長（石井 旭君） 田山生涯学習課長。

○生涯学習課長（田山 智君） すみません。説明不足かと思いますが、新市に合併のときに引き継がれて、この条例が設置されております。引き継がれていないわけではありません。申し訳ありません。説明不足だったと思います。

青少年問題協議会は、合併後、条例はありますが、設置はされておりませんので、会議も開催されていないという状況です。

青少年問題協議会は、青少年問題協議会法、第2条で、青少年の指導、育成、保護及び矯

正に関する総合施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的な施策の適切な実施を期するため必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。などが定められており、第3条で、会長及び委員若干名で組織する。とされています。

小美玉市青少年問題協議会の設置条例では、先ほど申し上げました法律第2条に規定する事務を行う。組織としては、第3条で、委員は20名以内とするという条例となっておりますが、設置や開催をしていない状況です。よろしく申し上げます。

○委員長（石井 旭君） 谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） すみません。私の聞き間違いということで、ご容赦ください。

それで、現在、その青少年相談員及び青少年を育てる小美玉市民の会等へ引き継がれているというところです。こちらの方々の活動とか、ちょっとそちらのほうも含めて、どのような活動をされているか、もう少し詳しくお聞かせいただければ。よろしく申し上げます。

○委員長（石井 旭君） 田山生涯学習課長。

○生涯学習課長（田山 智君） 青少年相談員の活動は、市内小中学生の下校時等のパトロール、見守り活動や広報紙を作成した活動の案内、コンビニやドラッグストアなどへ青少年の健全育成に協力する店への登録活動などを行っています。

青少年を育てる小美玉市民の会の活動は、2月に健全育成部会で行った子ども議会の開催であるとか、広報紙を作成して活動のPR。各学校において、あいさつ運動などを積極的に行っているところです。

説明は以上です。

○委員長（石井 旭君） 谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） そうしますと、こちら各活動されている方々、皆さん連携図りながらいろいろ一体的に活動しているという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（石井 旭君） 田山生涯学習課長。

○生涯学習課長（田山 智君） 県主催で行われる研修会へ合同での参加や、視察研修を合同で実施するなど、一緒に活動することもあります。

○委員長（石井 旭君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第22号 小美玉市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第23号 令和5年度小美玉市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

太田健康増進課長。

○健康増進課長（太田由美江君） よろしくお願ひいたします。

議案第23号 令和5年度小美玉市一般会計補正予算（第8号）のうち、文教福祉常任委員会所管事項についてご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

健康増進課所管でございます。

第2表繰越明許費補正でございます。1、追加の4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種事業で90万円の補正増をお願いいたします。新型コロナウイルスの特例臨時接種は3月31日まで実施されておりますが、ワクチン接種委託料並びに医療廃棄物処理に係ります予算執行が令和6年4月以降に発生することから追加補正をお願いするものでございます。

○委員長（石井 旭君） 大原教育企画課長。

○教育企画課長（大原光浩君） 教育企画課所管でございます。

その4行下になります。

10款教育費、2項小学校費の小学校施設管理費4,272万4,000円は、羽鳥小学校校舎長寿命化改修工事実施設計業務委託費でございます。現在、工事に係る実施設計を行っております。

すが、建築確認等関係機関との調整及び学校関係者からの意見聴取に想定以上の日数を要していることから、年度内完了が困難なため繰り越すものでございます。

その下になります。

幼稚園施設管理費3,322万円は、旧羽鳥幼稚園園舎解体工事費でございます。今年度、旧羽鳥幼稚園園舎解体工事を行う予定でしたが、地域から施設を利用したい旨の要望がありまして、利用協議に想定以上の日数を要したことから、年度内完了が困難なため繰り越すものでございます。

その下になります。

中学校施設管理費の繰越変更額7,410万円は、美野里中学校の太陽光発電設備設置、防犯監視装置設備設置、特別支援学級教室の改修の各工事費でございます。工事におきましては、国の令和5年度予算に基づく事業であり、国の交付決定が先月末であったことから、年度内完了が困難なため繰り越すものでございます。

その下になります。

公立学校施設災害復旧事業の繰越変更額5,425万4,000円は、玉里学園義務教育学校のり面復旧工事費でございます。昨年6月の台風により被害を受けました玉里学園義務教育学校のり面4か所、崩れた2か所及び崩れるおそれのある2か所の復旧工事費ございまして、国の令和5年度予算に基づく事業であり、国の交付決定が1月上旬であったことから、年度内完了が困難なため繰り越すものでございます。なお、先月、2月の入札により株式会社シマムラ工業がこの工事を落札しまして、8月頃工事完了予定でございます。

繰越明許費の説明は以上でございます。

大原教育企画課長。

○教育企画課長（大原光浩君） 引き続き、7ページをご覧ください。

教育企画課所管でございます。

地方債補正でございます。一番上側、1の追加の学校施設改修整備事業債790万円は、美野里中学校特別支援学級改修工事費に充てるものでございます。

地方債補正の説明については以上でございます。

小川介護福祉課長。

○介護福祉課長（小川和夫君） それでは、ページ、10ページをお願いいたします。

14款分担金及び負担金、第1項の負担金、1目民生費負担金の1節高齢者福祉費負担金でございますが、老人保護措置費負担金の徴収額の確定に基づきまして、9万円の補正減をお

願いますのでございます。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 片岡生活文化課長。

○生活文化課長（片岡理一君） 次の15款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、説明の欄、小川文化センター施設使用料70万円の補正減は、収入見込により当初予算450万円から減額するものでございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 田山生涯学習課長。

○生涯学習課長（田山 智君） 10ページ一番下から11ページ社会教育使用料です。説明欄、美野里公民館施設使用料から改善センター施設使用料までの5施設については、施設利用者調整の増減に伴う補正で、金額の増減はございません。

○委員長（石井 旭君） 関川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（関川克己君） 同じく3節保健体育使用料90万円の減額につきましては、説明欄の小川運動公園施設使用料、希望ヶ丘公園施設使用料、いずれも実績見込みによる減額でございます。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 小川介護福祉課長。

○介護福祉課長（小川和夫君） 同じく11ページでございます。

16款国庫支出金、1項の国庫負担金、1目の民生費国庫負担金の1節高齢者福祉費負担金でございますが、低所得者の方に対する保険料の軽減負担金の交付決定に伴います48万8,000円の補正減をお願いするものでございます。

○委員長（石井 旭君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 続きまして、社会福祉課所管でございます。

同じく2節障害者福祉費負担金、説明欄、障害者自立支援給付費負担金について217万6,000円の補正増、障害者医療費負担について77万6,000円の補正増、特別障害者手当等負担金について38万円の補正減、障害児入所給付費等負担金について322万4,000円の補正増をお願いするものでございます。いずれも負担金申請額の変更によるものでございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 長沼子ども課長。

○子ども課長（長沼光子君） 続きまして、子ども課所管になります。

その下の欄になります。

3節児童福祉費負担金2,073万5,000円の補正減。内容につきましては、児童扶養手当負担金、児童手当負担金、児童福祉施設入所措置費国庫負担金のいずれも執行見込みによる減額になります。

○委員長（石井 旭君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 続きまして、同じく4節生活保護費等負担金、説明欄、生活保護費国庫負担金について2,780万円の補正増、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金について99万円の補正減をお願いするものでございます。国庫補助金申請額の変更による増額でございます。

○委員長（石井 旭君） 重藤医療保険課長。

○医療保険課長（重藤辰雄君） 続きまして、5節国民健康保険事業費負担金8万7,000円の補正増をお願いするものでございますが、内容はそれぞれ確定によるもので、説明欄をご覧ください。

保険基盤安定負担金203万9,000円の補正減、その下の未就学児均等割保険税負担金205万6,000円の補正増、その下の産前産後保険税負担金7万円の補正増でございます。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 続きまして、12ページになります。

同じく2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節障害者福祉費補助金、説明欄、地域生活支援事業費等補助金について648万5,000円の補正減、児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金について278万6,000円の補正増をお願いするものでございます。いずれも補助金額の内示によるものでございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 長沼子ども課長。

○子ども課長（長沼光子君） 続きまして、その下、2節児童福祉費補助金2,400万8,000円の補正増、説明欄、三角のついている項目をご覧ください。

高等職業訓練促進事業補助金、間2つ空きまして、地域少子化対策重点推進交付金、間1つ空きます。子育てのための施設等利用給付費交付金、この3つの補助金については、執行見込みによる減額になります。

2段目になります。

子ども・子育て支援交付金、保育対策総合支援事業補助金、子どものための教育・保育給付交付金、子育て支援対策臨時特例交付金につきましては増額となります。

○委員長（石井 旭君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 続きまして、同じく3節生活保護費補助金、説明欄、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金について16万4,000円の補正減をお願いするものでございます。国庫補助金額の申請変更による減額でございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 太田健康増進課長。

○健康増進課長（太田由美江君） 同じく、その下、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生補助金、説明欄、感染症予防事業当補助金で96万4,000円の補正減をお願いいたします。実績見込みによります減額でございます。

その2つ下、説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金でございますが、3,510万円の補正減をお願いするものでございます。令和5年5月の新型コロナウイルス5類相当移行によります要接種者数の減によります実績見込みによります減額でございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 長谷川教育指導課長。

○教育指導課長（長谷川正幸君） 続きまして、教育指導課所管となります。

一番下、6目教育費国庫補助金、2節小学校費補助金、説明欄、特別支援教育就学奨励費補助金55万6,000円、へき地児童生徒援助費等補助金133万4,000円、学校保健特別対策事業費補助金65万2,000円、いずれも額確定に伴います減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、13ページをご覧いただきたいと思えます。

3節中学校費補助金、説明欄、特別支援教育就学奨励費補助金40万1,000円、こちらも額確定に伴います増額補正をお願いするものでございます。

○委員長（石井 旭君） 大原教育企画課長。

○教育企画課長（大原光浩君） 教育企画課所管でございます。

その下になります。

学校施設環境改善交付金799万7,000円の増額補正でございます。内容につきましては、歳出の中でご説明をさせていただきます。

○委員長（石井 旭君） 長谷川教育指導課長。

○教育指導課長（長谷川正幸君） その下になります。

説明欄、学校保健特別対策事業費補助金18万3,000円、額確定に伴います減額補正をお願いするものでございます。

○委員長（石井 旭君） 田山生涯学習課長。

○生涯学習課長（田山 智君） その下になります。

社会教育費補助金、説明欄、国宝・重要文化財等保存整備費補助金については、交付決定額に伴う69万5,000円の減額補正となります。

○委員長（石井 旭君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 続きまして、同じく3項委託金、2目民生費委託金、2節障害者福祉費委託金、説明欄、特別児童扶養手当事務委託金について6,000円の補正増をお願いするものでございます。国庫委託金額の変更申請による増額でございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 小川介護福祉課長。

○介護福祉課長（小川和夫君） 17款の県支出金でございます。

こちら1項の県負担金、1目民生費県負担金の2節の高齢者福祉費負担金でございますが、国庫支出金と同様に低所得者保険料の軽減負担金としまして24万4,000円の補正減をお願いするものです。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 続きまして、同じく3節障害者福祉費負担金、説明欄、障害者自立支援給付費負担金について108万8,000円の補正増、障害児通所給付費等負担金について161万2,000円の補正増、障害者医療費負担金について38万8,000円の補正増をお願いするものでございます。いずれも負担金申請額の変更によるものでございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 長沼子ども課長。

○子ども課長（長沼光子君） 続きまして、その下、4節児童福祉費負担金73万8,000円の減額です。三角のついている項目をご覧ください。

説明欄、児童手当負担金、児童福祉施設入所措置費県負担金、1段置きまして、子育てのための施設等利用給付費負担金につきまして、執行見込みによる減額になります。

上から3番目、子どものための教育・保育給付費負担金につきまして増額になります。

○委員長（石井 旭君） 重藤医療保険課長。

○医療保険課長（重藤辰雄君） その下の6節国民健康保険事業費負担金724万9,000円の補正減をお願いするものでございますが、内容はそれぞれ確定によるもので、説明欄をご覧ください。

保険基盤安定負担金831万2,000円の補正減、その下の未就学児均等割保険税負担金102万8,000円の補正増、その下の産前産後保険税負担金3万5,000円の補正増となるものでございます。

続いて、7節後期高齢者医療保険事業費負担金90万7,000円の補正増をお願いするものでございますが、内容は確定によるものでございまして、保険基盤安定負担金が保険料軽減分の県負担分の90万7,000円の補正増となるものでございます。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 小川介護福祉課長。

○介護福祉課長（小川和夫君） 民生費の県補助金でございます。

2節高齢者の福祉費補助金であります。老人クラブの活動等の事業補助金交付金の決定に伴いまして9万1,000円の補正減をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 続きまして、14ページになります。

同じく3節障害者福祉費補助金、説明欄、地域生活支援事業費等補助金について324万3,000円の補正減、在宅障害児福祉手当支給費補助金について11万1,000円の補正減、重度訪問介護等市町村支援補助金について348万8,000円の補正増をお願いするものでございます。いずれも補正金額の内示によるものでございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 重藤医療保険課長。

○医療保険課長（重藤辰雄君） それでは、次の4節医療福祉費補助金608万5,000円の補正減をお願いするものでございますが、内容はそれぞれ交付申請額の確定によるもので、説明欄をご覧ください。医療費補助金603万9,000円の補正減、その下の事務費補助金4万6,000円の補正減となるものとございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 長沼子ども課長。

○子ども課長（長沼光子君） 続きまして、その下、5節児童福祉費補助金378万1,000円の補正増、説明欄、子どものための教育・保育給付費補助金につきまして、執行見込みによる減額になります。

その下、子ども・子育て支援交付金、多子世帯保育料軽減事業費補助金につきましては増額になります。

○委員長（石井 旭君） 太田健康増進課長。

○健康増進課長（太田由美江君） その下、3目でございます。

衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金、説明欄、出産子育て応援交付金でございますが、29万8,000円の補正増をお願いいたします。実績に伴います交付見込額の増額によるものでございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 長谷川教育指導課長。

○教育指導課長（長谷川正幸君） 続きまして、6目教育費県補助金、1節教育総務費補助金、説明欄、部活動指導員配置事業補助金39万8,000円、市町村立学校等安全対策支援事業費補助金31万3,000円、額の確定に伴います減額の補正をお願いするものでございます。

○委員長（石井 旭君） 田山生涯学習課長。

○生涯学習課長（田山 智君） 社会教育費補助金、説明欄、地域で支える家庭の教育力向上事業費補助金、交付決定額に伴う2万2,000円の減額補正となります。

○委員長（石井 旭君） 関川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（関川克己君） 次の15ページの上段になります。

3項委託料、5目1節教育費委託金、説明欄、地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金66万2,000円の補正増につきましては、運動部活動の地域移行に向けた取組として実施した実証事業の実績見込みによるものでございます。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 大原教育企画課長。

○教育企画課長（大原光浩君） 教育企画課所管でございます。

同じく15ページになります。

18款財産収入、2項財産売却収入、2目物品売却収入の説明欄、物品売却収入107万9,000円のうち、80万5,000円の増額補正でございます。内訳でございますが、閉校した旧小川小学校、旧玉里北小学校、旧玉里東小学校等の備品92点のオークションの歳入50万

5,000円及び財源の入替えによる30万円でございます。なお、80万5,000円以外の補正額につきましては、総務常任委員会所管のものでございます。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 長谷川教育指導課長。

○教育指導課長（長谷川正幸君） 15ページ、一番下になります。

20款繰入金、2項1目1節基金繰入金、説明欄、教育活動支援基金繰入金59万2,000円。

16ページになります。

説明欄、上から2番目、幼児教育振興基金繰入金45万8,000円、その下、情報教育支援基金繰入金1,135万4,000円。その2つ下になります。教員教育研修基金繰入金69万円、いずれも執行見込みによります減額の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 片岡生活文化課長。

○生活文化課長（片岡理一君） その下、文化施設等維持管理運営等事業基金繰入金550万円の補正増につきましては、歳出の小川文化センター施設維持管理費の支出総額の見込みにより増額をするものでございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 田山生涯学習課長。

○生涯学習課長（田山 智君）

行政区集会施設管理基金繰入金210万9,000円の増額補正については、各区公民館整備費補助金に充当するため、基金から繰入れを行うものです。

○委員長（石井 旭君） 太田健康増進課長。

○健康増進課長（太田由美江君） 一番下の欄でございます。

22款諸収入、5項雑入、3目1節納付金、説明欄、健康診査納付金でございますが、222万7,000円の補正減をお願いいたします。実績見込みによります減額でございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 田山生涯学習課長。

○生涯学習課長（田山 智君） その下になります。

説明欄、公民館事業納付金84万1,000円の減額については、市民講座の受講人数や受講回数、事業中止などに伴うもので、3館合計84万1,000円の減額補正となります。

○委員長（石井 旭君） 関川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（関川克己君） その下、各種スポーツ大会納付金3万円の減額、各種スポーツ教室納付金60万円の減額、いずれも実績見込みによる減額でございます。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 重藤医療保険課長。

○医療保険課長（重藤辰雄君） その下の5目雑入、1節医療福祉費返納金4,000円の補正増をお願いするものでございますが、内容は医療福祉費で支出した分の返還によるもので、第三者行為返納金が4,000円の補正増となるものでございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 片岡生活文化課長。

○生活文化課長（片岡理一君） 次の3節雑入、説明の欄最後の地域食材供給施設光熱水費使用料48万5,000円の補正減につきましては、収入額確定によるものでございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 片岡生活文化課長。

○生活文化課長（片岡理一君） 続いて、17ページでございます。

説明の欄、上から2行目、興行チケット販売料、こちらにつきましては、収入額見込みにより4万円の減額をするものでございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） すみません。議事の都合上、ここで暫時休憩をします。10時20分まで休憩といたします。

午前10時08分 休憩

午前10時20分 再開

○委員長（石井 旭君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議事に入る前に、福島委員が傍聴いたしますので、許可しましたので報告いたします。

説明のほうは簡略に主立ったところということで、ご協力のほうよろしく申し上げます。

それでは、執行部の説明を続けてお願いいたします。

岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 説明欄、上から3つ目、生活保護費返還金についての補正増でございます。こちら、生活保護法63条、第78条による返還金の増額でございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 太田健康増進課長。

○健康増進課長（太田由美江君） 同じく上から5番目の入浴施設電力価格高騰対策事業補助金返還金でございますが、実績報告の修正に伴います返還金の補正増でございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 長谷川教育指導課長。

○教育指導課長（長谷川正幸君） その下になります。

説明欄、食用廃油売払収入につきましては、35万円を増額補正するものでございます。内容といたしましては、1リットルの契約単価を結んでおりますが、令和4年度に比べ令和5年度の単価が上がったため増額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 大原教育企画課長。

○教育企画課長（大原光浩君） その下になります。

廃止施設物品等売払収入30万円の減額でございますが、財源を入れ替えるものでございます。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 関川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（関川克己君） その3行下になります。

スポーツ振興くじ助成金の補正減につきましては、市民駅伝競走大会に対する助成金の実績によるものでございます。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 続きまして、同じく6目過年度収入、1節過年度収入、説明欄、自立支援医療給付国庫負担金、障害児入所給付費等国庫負担金の補正増をお願いするもので、令和4年度の国庫支出金額確定に伴う精算による追加交付金でございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 長沼子ども課長。

○子ども課長（長沼光子君） 続いて、その下になります。

子どものための教育・保育給付交付金市町村分国庫交付金7万1,000円の補正増。内容につきましては、令和3年度子どものための教育・保育給付交付金市町村分国庫交付金追加交

付による増額になります。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 太田健康増進課長。

○健康増進課長（太田由美江君） その下、説明欄、養育医療費負担金でございますが、令和4年度実績によります補正増でございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 大原教育企画課長。

○教育企画課長（大原光浩君） 一番下になります。

学校施設改修整備事業債790万円でございますが、美野里中学校特別支援学級改修工事費に充てるものでございます。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 片岡生活文化課長。

○生活文化課長（片岡理一君） ここからは歳出となります。

25ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、17目市民文化交流費、説明の欄最下段、2、芸術文化振興事務費24万4,000円の補正減につきましては、このうち12節委託料33万円の増額は、支出見込みを見込んだ上での増額、そして、そのほかにつきましては、不用額を見込んだ上での減額となっております。

次の3、小川文化センター施設維持管理費から5番の市民文化祭事業までにつきましては、それぞれ不用額を見込んだ上での減額となっております。

説明は以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 続きまして、少し飛びまして、32ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄、社会福祉事務費について、研修等の中止や開催方法が変更されたことによる8節旅費、18節負担金及び補助金及び交付金の減額でございます。

続きまして、同じく説明欄3、民生委員関係経費として、民生委員推薦会と推薦準備会を同日に開催したことによる1節報酬及び事業中止による8節旅費の減額でございます。

続きまして、その下、説明欄4、遺族援護関係経費について、戦没者追悼式の事業費が確

定したことによる10節需用費、13節使用料及び賃借料の減額並びに市遺族会により補助金
辞退の申入れがあったことによる18節負担金補助及び交付金の減額でございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 重藤医療保険課長。

○医療保険課長（重藤達雄君） 続きまして、説明欄5の国民健康保険特別会計繰出金1,128
万5,000円の補正減をお願いするものでございますが、内容はそれぞれ確定によるものでご
ざいます。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 続きまして、その下、説明欄7、価格高騰重点支援給付金
事業として3,862万4,000円の補正減をお願いするものでございます。事業が完了したこと
に伴う減額でございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 小川介護福祉課長。

○介護福祉課長（小川和夫君） 続きまして、33ページをお願いいたします。

高齢者福祉費をお願いいたします。

説明欄2老人福祉費でございますが、64万5,000円の補正減をお願いするものでございま
して、18節で負担金補助及び交付金について、県老人クラブ連合会負担金の支払い実績に伴
う1,000円の減額と市単独単位老人クラブ補助金の交付決定に伴います64万4,000円の減額
となります。

次に、説明欄の3でございます。

老人福祉施設入所措置費でございます。財源内訳補正として、老人保護措置費負担金の9
万円を減額して、一般財源を増額するものです。

続きまして、説明欄の4でございます。

敬老会事業費でございますが、591万6,000円の補正減をお願いするものでございます。
決算見込みによります報償費、需用費、役務費、負担金補助及び交付金の減額となります。

続きまして、説明欄の6でございます。

元気わくわく支援事業でございます。142万7,000円の補正減をお願いするものでござい
ます。事業の決算見込みに伴います委託料の減額となります。

続きまして、説明欄の8でございます。

生活支援事業でございますが、318万7,000円の補正減をお願いするものでございます。決算見込みに伴います報償費等の減額となります。

ページが変わりまして、34ページでございますが、11節役務費の減額のほか、13節使用料、賃借料315万7,000円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、説明欄の12でございます。

介護保険特別会計繰出金でございます。222万5,000円の補正減をお願いするものでございます。決算見込みによります減額でございます。

続きまして、説明欄の13でございます。

高齢者施設支援給付金事業でございます。23万1,000円の補正減をお願いします。給付額の決定に伴います役務費負担金等の減額分でございます。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 続きまして、同じく3目障害者福祉費、説明欄、障害者福祉事務費について、執行見込みによる増減及び令和4年度国庫負担金に係る交付額確定に伴う国県補助金等返納金の増額でございます。

続きまして、説明欄2、障害者自立支援給付等事業について、執行見込みによる増額でございます。

続きまして、説明欄3、障害者福祉事業について、特定疾病療養者見舞金の申請期限が終了し、給付額が確定したことによる減額でございます。

続きまして、説明欄4、障害者地域生活支援事業について、こちらも執行見込みによる増減でございます。

続きまして、35ページになります。

説明欄5、特別障害者手当支給事業について、こちらは、給付件数の減少により給付額の減額が見込まれるための減額でございます。

続きまして、説明欄6、在宅心身障害児福祉手当給付事業について、こちらも給付件数の減少による減額でございます。

説明欄8、障害支援区分認定等事務費について、こちらは障害者介護認定審査委員の審査会欠席に伴う報酬の減額でございます。

続きまして、説明欄9、障害福祉施設支援給付金事業について、こちらは事業完了に伴う減額でございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 重藤医療保険課長。

○医療保険課長（重藤辰雄君） 一番下の5目老人医療給付費、説明欄1の後期高齢者医療制度経費258万8,000円の補正減をお願いするものでございますが、36ページにかけまして、内容はそれぞれ確定によるものでございます。

続きまして、その下の6目医療福祉費、説明欄1の医療福祉事務費は23万3,000円の補正増をお願いするものでございます。内訳は、11節役務費は国保連合会への審査支払い手数料の見込み増により、手数料14万3,000円の補正増。12節委託料は、同じく国保連合会への共同電算処理委託料の見込み増により、共同電算処理委託料9万円の補正増となるものでございます。

その下の説明欄2の医療福祉扶助事業は、174万9,000円の補正増をお願いするものでございます。内訳は、19節扶助費で医療福祉費、高齢重度障害者医療福祉費、妊産婦医療福祉費は見込み減によりそれぞれ補正減となり、特例小児医療福祉費及び小児医療福祉費は見込み増により、それぞれ補正増となるものでございます。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 長沼子ども課長。

○子ども課長（長沼光子君） 続きまして、下の段になります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、説明欄2、児童福祉事務費について、6,646万1,000円の補正増になります。内容については、需用費、扶助費、償還金利子及び割引料、国庫補助等返納金、執行見込みによる増減になります。

続きまして、説明欄4、家庭児童相談事業については6万4,000円の補正増になります。

説明欄7、多子世帯保育料軽減事業について補正増になります。

続きまして、2目児童措置費になります。

説明欄1、児童手当経費について補正減になります。

続きまして、その下、説明欄2、児童扶養手当経費について補正減になります。

続きまして、その下、3目児童福祉施設費になります。説明欄1、保育委託事業について補正増、内容については民間保育入所児童委託料、管外公立保育所入所児童委託料です。

続きまして、その下、説明欄2、民間保育所等補助事業については補正減になります。内容について、障害児保育事業補助金、地域子育て支援拠点事業補助金、2段下になりまして、保育対策総合支援事業費補助金については増額、延長保育事業補助金、一時預かり事業補助

金、民間保育所等電力価格高騰対策事業補助金は減額になります。

続きまして、説明欄3、施設型給付費になります。こちら、補正増になります。内容については、認定こども園施設型給付費負担金、3段下になります保育園施設型給付費負担金については増額、施設等利用給付費保護者負担金、新制度幼稚園施設等利用給付費保護者負担金、未移行幼稚園施設等利用給付費保護者負担金については減額になります。

○委員長（石井 旭君） すみません。説明ですが、増減は分かっているので、こういう理由でというのがあればそれを言ってもらって、少ないのは飛ばして結構なので、金額増減は分かりますから、それは注意してもらいたいんですが、よろしくお願いします。

○子ども課長（長沼光子君） 続きまして、説明欄4、放課後児童対策事業については補正増になります。内容については、敷地内除草委託料と敷地借上料について返還になりますので、減額となります。放課後児童対策事業補助金の執行見込額の増額になります。

以上になります。

○委員長（石井 旭君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 続きまして、39ページになります。

同じく3項生活保護費、1目生活保護総務費、説明欄、生活保護12につきまして、いずれも執行見込みによる減額及び令和4年度国庫負担金に係る交付額確定に伴う国県補助金等返納金の増額でございます。

続きまして、その下、2目扶助費、説明欄1、生活保護扶助費について、生活扶助費、住宅扶助費、医療扶助費、生業扶助費、葬祭扶助費、介護扶助費及び施設事務費につきまして、執行見込みによる増減をお願いするものでございます。

社会福祉課所管につきましては以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 太田健康増進課長。

○健康増進課長（太田由美江君） 40ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、説明欄2、保健衛生事務費でございますが、そこに書いてございます緊急診療及び在宅当番医に係ります実績に伴う補正増をお願いいたします。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 重藤医療保険課長。

○医療保険課長（重藤辰雄君） 続きまして、説明欄4、小美玉市医療センター経営改革事業13万円の補正減をお願いするものでございます。こちらは医業経営コンサルタントの差金が

低く抑えられたため、減額させていただくものでございます。

続いて、説明欄 5、旧白河診療所施設管理費1,844万2,000円の補正減をお願いするものでございます。内訳は、10節、11節、12節につきましては、解体工事に伴い不用額が生じたため減額するものでございます。

その下の14節工事請負費1,834万8,000円の補正減をさせていただくものでございますが、旧白河診療所解体工事につきましては、想定された特別管理産業廃棄物に分類されますレベル2のアスベスト含有断熱材が使用されていなかったこと、また、近隣住宅の家屋調査において家屋内の調査を所有者の要望で省略できたことにより工事費が抑えられたため減額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 太田健康増進課長。

○健康増進課長（太田由美江君） 一番下の欄でございます。

2目予防費、説明欄 2、予防接種事業でございますが、41ページをお願いいたします。

国県補助等の返納金の確定によります補正増をお願いするものでございます。令和4年度の精算に伴います。

その下、説明欄 3、新型コロナウイルスワクチン接種事業の減額でございますが、新型コロナウイルスワクチンの実績に伴います補正減をお願いするものでございます。

その下、説明欄 4、新型コロナウイルス感染症予防事業でございますが、934万7,000円の補正減。なお、財源内訳補正といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金33万9,000円が充当されております。こちらの実績からの減額となっております。

その下です。

3目市民健康管理費、説明欄 3、母子保健事業130万4,000円の減額は、事業の実績に伴います補正減でございます。

その下、すみません、42ページでございますが、説明欄 4、成人保健事業1,148万3,000円の減額でございますが、実績に伴います補正減をお願いするものでございます。

その下、説明欄 6、精神保健事業も同様に実績に伴う減額でございます。

その下、4目健康増進施設管理運営費の説明欄 1、健康増進施設管理運営費の修繕料でございますが、四季健康館の施設修繕に係る経費をお願いするものでございます。

健康増進課所管の補正は以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 長谷川教育指導課長。

○教育指導課長（長谷川正幸君） 続きまして、54ページをご覧いただきたいと思います。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、説明欄3、庶務一般事務費につきましては、指導主事、社会教育主事の県への負担金が不足する見込みとなったため、130万円の増額補正をおねがいするものでございます。

続きまして、説明欄4、学務一般事務費につきましては、執行見込みによりまして23万4,000円の減額をお願いするものです。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 大原教育企画課長。

○教育企画課長（大原光浩君） 教育企画課所管でございます。

その下の5、教育企画事務費8,000円の減額につきましては、額確定によるものでございます。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 長谷川教育指導課長。

○教育指導課長（長谷川正幸君） 続きまして、その下、3目教育指導費、説明欄1、教育指導研究経費につきましては、事業完了に伴います78万円の減額をお願いするものでございます。

その下、説明欄2、語学指導経費、こちらにつきましては、財源内訳変更として企業版ふるさと応援に対する指定給付金を増額しまして、ふるさと応援基金繰入金をどちらも1,000万円ずつ減額するものでございます。

続きまして、説明欄4、学校ボランティア活用事業につきましては、執行見込みによります減額の補正となります。

続きまして、55ページをご覧いただきたいと思います。

一番上の説明欄6、学校教育支援事業につきましても、執行見込みによります6万円の減額となります。

続きまして、その下、2項小学校費、1目学校管理費、説明欄1、小学校運営経費、こちらでも執行見込みによります80万2,000円の減額となります。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 大原教育企画課長。

○教育企画課長（大原光浩君） 教育企画課所管です。

その下になります。

説明欄の小学校施設管理費の校舎改修工事113万2,000円の増額でございますが、小川北義務教育学校の変電設備改修工事によるものでございます。

その下、施設用備品購入費80万円の減額でございますが、執行見込みによるものでございます。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 長谷川教育指導課長。

○教育指導課長（長谷川正幸君） その下になります。

説明欄3、小学校情報教育関係経費、こちらにつきましては、額確定に伴います減額の補正となります。

その下、説明欄4、保健衛生管理費につきましては、入札差金に伴います減額の補正となります。

続きまして、56ページをご覧いただきたいと思えます。

2目教育振興費の説明欄1、教育活動振興経費につきましては、こちら、自然教室の行先を変更したことに伴います関連経費の減額の補正となっております。

その下になります。

説明欄2、就学援助費につきましては、執行見込みによります減額の補正となっております。

続きまして、その下、10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、説明欄1、中学校運営経費、こちらにつきましては、執行見込みによります2万5,000円の減額補正となります。

○委員長（石井 旭君） 大原教育企画課長。

○教育企画課長（大原光浩君） 教育企画課所管です。

その下になります。

中学校施設管理費の光熱水費589万1,000円でございますが、執行見込みによる減額でございます。

その下、校舎改修工事費1,599万4,000円でございますが、美野里中学校特別支援学級教室の改修工事のための増額でございます。この改修工事費に、先ほど説明させていただきました学校施設改修整備事業債790万円と学校施設環境改善交付金799万7,000円を充当するものでございます。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 長谷川教育指導課長。

○教育指導課長（長谷川正幸君） その下になります。

説明欄 3、中学校情報教育関係経費につきましては、執行見込みによる減額の補正をお願いするものでございます。

説明欄 4、保健衛生管理費、こちらは47万4,000円の減額の補正となりますが、1、報酬、薬剤師報酬につきましては、各学級数によって報酬額が決まっているんですが当初見込みと学級数の変更がありまして、1万5,000円の増額をお願いするものです。

委託料、備品購入費につきましては、執行見込みによります減額となります。

続きまして、57ページをご覧いただきたいと思います。

2目教育振興費、説明欄、就学援助費につきましては、財源内訳補正として国庫補助金の特別支援就学奨励費補助金を増額し、一般財源を減額するものでございます。

続きまして、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費、説明欄 2、幼稚園運営経費につきましては、執行見込みによります減額の補正となります。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 大原教育企画課長。

○教育企画課長（大原光浩君） その下、教育企画課所管になります。

幼稚園施設管理費の光熱水費15万1,000円の増額でございますが、上下水道使用料不足見込みによるものでございます。

その下、園舎等解体工事費1,669万1,000円は、2つの旧幼稚園の解体工事費の増額でございます。

内訳でございますが、旧小川幼稚園園舎解体等工事が897万1,000円、旧羽鳥幼稚園園舎等解体工事が772万円でございます。旧小川幼稚園につきましては、現在、解体工事を行っておりますが、園舎内部のアスベスト処分費の増額でございます。

次に、旧羽鳥幼稚園でございますが、今年度予算として2,550万円を計上しておりますが、物価高騰等による事業費不足のための増額でございます。

なお、今月3月末に、旧羽鳥幼稚園解体工事の入札を行い、令和6年度内完了予定としてございます。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 田山生涯学習課長。

○生涯学習課長（田山 智君） 続きまして、58ページをお願いします。

説明欄 2、社会教育総務事務費41万5,000円の増額、財源内訳として、特定財源、その他

210万9,000円については、歳入で説明しました行政区集会施設管理繰入金を増額し、一般財源を169万4,000円減額しております。

報酬については、執行見込み、各公民館整備費補助金については、2行政区の改修等に伴う補助金となります。下吉影荒地区、ガス給湯器交換工事、高崎区、エアコン取替工事、障子張り替え等の工事費の補助となります。

説明欄3、社会教育活動総合事業57万円の減、説明欄4、青少年対策経費24万円の減、説明欄7、家庭教育推進事業3万3,000円の減、説明欄1、小川公民館事業費2万円の減については、執行見込みによる減額です。

59ページ、説明欄2、小川公民館施設維持管理費の減額は、入札差金による減額です。

説明欄3、美野里公民館事業費19万円の減額は、執行見込みによる減額です。

説明欄4、美野里公民館施設維持管理費19万円の減は、需用費、修繕料として、消防設備点検の不良箇所の修繕、農村環境改善センター自動火災報知設備修繕、誘導灯設備修繕となります。役務費は執行見込み、委託料は執行見込みと入札差金による減額です。

次に、説明欄5、玉里公民館事業費111万2,000円の減は、執行見込みによる減額です。

説明欄6、玉川地区学習等共用施設維持管理費については、公衆電話を撤去したことによる減額となります。

60ページになります。

説明欄2、図書館運営費10万2,000円の減は、執行見込みによる減額です。

説明欄3、小川図書館・資料館施設維持管理費の需用費修繕については、消防設備点検の不良箇所の修繕で、避難口誘導灯の交換修繕となります。委託料の減は、入札差金です。

説明欄4、史料館運営費5万3,000円の減、説明欄5、文化財調査管理経費22万円の減、61ページ、説明欄1、やすらぎの里運営費2万円の減、説明欄2、やすらぎの里施設維持管理8万6,000円の減は、執行見込みによる減額となります。

中段、説明欄1、生涯学習センター施設維持管理費、103万8,000円の増額は、需用費、光熱水費、電気使用料、約1か月分の不足見込額の計上です。

説明欄4、しみじみの家維持管理費については、宿泊事業減に伴う減額となります。

○委員長（石井 旭君） 関川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（関川克己君） 6項保健体育費、説明欄2、保健体育事務費の減額につきましては、次の62ページをお願いいたします。

いずれも実績見込みによるものでございます。

続きまして、3、体育振興活動経費、こちらはスポーツイベントの実績見込みによる減額でございます。

続きまして、2目の体育施設費、説明欄1、小川運動公園施設維持管理費の減額につきましては、施設の需用費、電気使用量の実績によるものです。17節 備品購入費につきましては、スポーツトラックの入札差金による減額でございます。

続きまして、説明欄2、希望ヶ丘公園施設維持管理費、説明欄3、市内体育施設維持管理費、いずれも電気使用量の実績による減額でございます。スポーツ施設指定管理者、エネルギー高騰対策事業補助金につきましては、小川海洋センターに対する光熱費の補助金となっております。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 長谷川教育指導課長。

○教育指導課長（長谷川正幸君） 続きまして、3目共同調理場費、63ページをご覧いただきたいと思えます。

説明欄2、小美玉市共同調理場運営経費、こちらマイナス6万7,000円につきましては、執行見込みによるものでございます。

説明欄3、小美玉市共同調理場維持管理経費、こちら181万4,000円の減額となりますが、入札差金や執行見込みによるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（石井 旭君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） 私のほうから、5点ほどお尋ねいたします。

まず1点目です。

補正予算書の32ページをお願いいたします。

32ページの価格高騰重点支援給付金事業の減額、こちら3,862万4,000円の減額の中で、今定例の補正予算の基本的な内容は、その事業費の確定に伴う補正になっているかと思うんですが、この事業の実績等がもし出ていればお願いいたします。

○委員長（石井 旭君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 谷仲委員の質問にお答えいたします。

事業の実績なんですけれども、事業費のほうだけでよろしいでしょうか。

こちらのほうの事業のほうは、非課税世帯3万円という給付金のものなんですけれども、こちらのほう支給世帯が4,418世帯ということで、一応確定をしております。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） 4,418世帯ということで、これで大丈夫でございます。

続きまして、ページ35ページをお願いいたします。こちら、35ページの障害者支援区分認定等事務費の障害者介護認定審査会委員報酬4万5,000円の減額です。この障害者介護認定審査会、こちらのほう、大体開催の回数ですとか、そういうものをちょっと概要お聞かせいただければと思います。

○委員長（石井 旭君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） すみません、ただいまの質問にお答えいたします。

こちらのほうの開催につきましては、毎月1回ほど行っております。内容につきましては、障がい者のサービスの区分につきまして、委員さんたちが意見書等を見まして判定をいただいているというものでございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） ありがとうございます。

次、3点目です。

今度、これはページ37ページをお願いいたします。

ページ37ページの中段、児童手当経費の1,905万5,000円の減額、同じく児童扶養手当経費の1,557万6,000円の減額、こちらは11ページの負担金等の減額に係ってくるころかなとは思いますが、この減額の理由をお聞かせいただければと思います。

○委員長（石井 旭君） 長沼子ども課長。

○子ども課長（長沼光子君） 児童手当経費のほうになりますが、こちらと児童扶養手当の経費の減少の理由ということで、こちら見込み数が減ったということになります。出生数も少なくなった関連になります。

以上になります。

○委員長（石井 旭君） 谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） 見込み数、どれぐらい見込んでいて、どれぐらい減ったかという、ちょっとそこら辺の大枠的な数字、もし分かればお願いいたします。

○委員長（石井 旭君） 長沼子ども課長。

○子ども課長（長沼光子君） 人数についての見込みというより、金額の見込みもしております、実績見込み数 6 億 3,100 万から当初予算 6 億 5,005 万 5,000 円、差し引きまして 1,905 万 5,000 円となります。児童手当のほうになります。

○委員長（石井 旭君） 谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） すみません、ちょっと私のほうで捉え方、勘違いしていたかもしれません。当初 6 億 5,000 に対してのこの減額という幅でよろしいでしょうか、確認です。

○委員長（石井 旭君） 長沼子ども課長。

○子ども課長（長沼光子君） そうでございます。

○委員長（石井 旭君） 谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） 承知いたしました。

続きまして、4 点目ですが、54 ページお願いします。

54 ページの下段のほう、語学指導経費の多分表記の仕方になるんですが、多分財源の内容内訳補正とかという項目で表記する形になると思うんですが、さっき説明のほうで、この内訳に関しては、ふるさと応援寄附金のほうと財源を入れ替える、語学指導経費です、そういう説明があったんですが、ちょっとこの表記の仕方の点、もし一言あればお願いします。

○委員長（石井 旭君） 長谷川教育指導課長。

○教育指導課長（長谷川正幸君） 表記の仕方、財源的には企業版ふるさと応援に対する指定寄附金を 1,000 万円増額して、ふるさと応援基金繰入金を 1,000 万円減額するという形になります。どちらも特定財源のその他の項目になりますので、表記のほうでゼロという形になっております。

○委員長（石井 旭君） 谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） すみません、財源の内訳補正ではなくて変わってくるという中で、多分この補正予算書をこれ見ただけでは、多分説明がないと分からないと思いました。これ私の見方なんで、もし次回このようなケースがあれば、ちょっと補正予算書を見ただけで分かるような形で何とかご対応いただければと思います。これは要望とさせていただきます。

そして、最後 5 点目、58 ページお願いいたします。

こちら家庭教育推進事業の 3 万 3,000 円の減額で、訪問型家庭教育支援というのが令和 5 年度から始まっております。この令和 5 年度、多分実績見込みというところなんですが、令和 5 年度実績見込みで結構ですので、具体的な内容は別として、例えば実績として延べ件数

で大体どれくらいのそういう取組等で相談等、そのようなところを行ったかという、実績見込みで結構ですので教えていただければと思います。

○委員長（石井 旭君） 田山生涯学習課長。

○生涯学習課長（田山 智君） 補正減については、謝金の執行見込みによる減額です。

次に相談件数ですが、詳細を調べさせていただくお時間を頂いてもよろしいでしょうか。

○委員長（石井 旭君） はい。

谷仲委員、以上ですね。

○13番（谷仲和雄君） 以上です。

○委員長（石井 旭君） 分かりました。

ほかにご質問ございますか。

宮内委員。

○2番（宮内勇二君） お疲れさまです。

まず、33ページ、説明欄6、元気わくわく支援事業なんですけど、この愛の定期便の利用人数、分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（石井 旭君） 小川介護福祉課長。

○介護福祉課長（小川和夫君） 少しお待ちください。

すみません、今、確認させていただいておりますので、少しお時間いただいてもよろしいでしょうか、ご報告いたします。

○委員長（石井 旭君） 分かりました。

次の質問でよろしいですか。

○2番（宮内勇二君） 続いて、次のページ、34ページ、説明欄2、障害者自立支援給付等事業、この増額の要因分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（石井 旭君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） ただいまの質問、扶助費の増額の要因でございますが、こちらのほうは障がい者のサービス利用の人数の増、また、金額の大きなサービスを使っている方が増えてきたのではないかと推測しております。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 宮内委員。

○2番（宮内勇二君） その人数って分かれば。

○委員長（石井 旭君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） すみません、サービスにつきまして、1人頭幾らというような金額がつけられるものでないものですから、すみません、正確な人数のほうはちょっと把握しておりません。申し訳ありません。

○委員長（石井 旭君） 宮内委員。

○2番（宮内勇二君） ありがとうございます。

○委員長（石井 旭君） 小川介護福祉課長。

○介護福祉課長（小川和夫君） 申し訳ございません。先ほどご質問いただきました元気わくわく事業の元気わくわく事業の愛の定期便の事業人数でございますが、5年度の見込み数としまして67名という人数を確認しております。

○委員長（石井 旭君） 宮内委員。

○2番（宮内勇二君） ありがとうございます。

この世帯は、結構小美玉市は存在すると思うんで、せっかくいい事業を行っているので、要望なんです、周知のほうしていただいて対象者が増えるように要望させていただきます。

最後、57ページ、説明欄1、幼稚園等の管理運営に要する職員給与費なんです、この減額は退職によるものという解釈でよろしいでしょうか。

○委員長（石井 旭君） 宮内委員、給与費は所管外なんで、すみません。

○2番（宮内勇二君） 分かりました。

○委員長（石井 旭君） ほかにございませんか。

鈴木委員。

○10番（鈴木俊一君） 14ページです。

部活動指導員の補助金が減額したという、どういう感じなのか、詳しく教えてください。
部活動補助金の39万1,000円の減額です。

○委員長（石井 旭君） 長谷川教育指導課長。

○教育指導課長（長谷川正幸君） 4名の部活動指導員をお願いしておりますが、指導員の方の都合もあり、こちらで見込んでいた日数の参加ができなかったため、その分減額となっております。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 鈴木委員。

○10番（鈴木俊一君） 続きまして、33ページ。

33ページのところの、今、聞いたところで、67名、愛の定期便の話なんです、67人と

いって、すると140万減額したということは、もともともっといて、去年と比べて140万減額になったというのを、もう少し詳しく教えてください。

○委員長（石井 旭君） 小川介護福祉課長。

○介護福祉課長（小川和夫君） 鈴木委員さんのご指摘の件でございますが、こちら事業につきましては、令和3年、令和4年の状況と併せて御説明申し上げますと、令和3年で150人利用者おりまして、令和4年121人と段階的に下がってきております。なぜかと申しますと、こちら愛の定期便は見守り事業ということで、市では位置づけております。また、見守り事業としてはもう一事業、配食サービス事業というのがございます。こちらの利用につきまして、従前は併用していた方もいらしたようですが、現在はどちらかをご利用くださるようお願いしております。また、見守り事業ですので、その他の事業でヤクルトなり配食事業以外でも見守りが可能な事業に参加している方につきましてもご遠慮いただくような方向で、市としては今後考えております。そういった経緯を踏まえまして、5年度の実績としましては、先ほど申し上げました67名程度に、現在利用者は少なくなっている状況でございます。

○委員長（石井 旭君） 鈴木委員。

○10番（鈴木俊一君） 重複してやらなくなったということで、分かりました。

38ページの放課後児童対策事業補助金が1,100万増えたという理由も少し詳しく教えてください。

○委員長（石井 旭君） 長沼子ども課長。

○子ども課長（長沼光子君） ただいまのご質問にお答えいたします。

放課後児童対策事業の増額の理由なんですけれども、所用見込額の増になります。1クラス増えたことによる補正増になります。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 鈴木委員。

○10番（鈴木俊一君） 1クラス増えると、1クラス大体そうすると1,000万円ぐらいの予算ということなんですか。

○委員長（石井 旭君） 長沼子ども課長。

○子ども課長（長沼光子君） 1クラス1,000万かと言われると、ちょっとそちらについてはお答えできないんですけれども、今回の補正上の理由は1クラス増えたためということになります。

○委員長（石井 旭君） 鈴木委員。

○10番（鈴木俊一君） 具体的に、じゃ1クラス何人分、どこが増えたとかお願いします。

○委員長（石井 旭君） 長沼子ども課長。

○子ども課長（長沼光子君） そちらのほう、ただいまお調べしまして、ご報告でよろしいでしょうか。

○10番（鈴木俊一君） 大丈夫です。

○委員長（石井 旭君） 鈴木委員。

○10番（鈴木俊一君） 40ページの白河診療所の解体工事でアスベストが出なかったということだったんですけれども、本当はあったと、最初見つけたらあって、それも予算に組んでいたけれども、よく調べたらなかったのか、あると思い込んでいて予算組んだとか、その辺教えてください。

○委員長（石井 旭君） 重藤医療保険課長。

○医療保険課長（重藤辰雄君） こちらは、当初の積算のときに、空調機の煙突がございましたが、煙突の中を調査することがその時点ではできませんでした。通常の煙突ですと、内側に断熱材としてアスベストを使用しているケースが非常に多いことから、当初見積りの時点でレベル2のアスベストを使用しているということで、見積りをしたことによるものでございます。

○委員長（石井 旭君） 鈴木委員。

○10番（鈴木俊一君） 分かりました。

59ページの美野里公民館ですが、修繕料の7万3,000円、今後、何か行く行くは解体すると思うんですけれども、その修繕、どこを直していくのか。あと、今後のこういう場合の修繕だともっと直すところいっぱいあると思うんですけれども、今後解体に向けて、こういう場合だったら直す、こういう場合だったら修繕しないという何かそういうのがあれば、修繕料の7万3,000円と同時にその方向性も教えてください。

○委員長（石井 旭君） 田山生涯学習課長。

○生涯学習課長（田山 智君） 確かに先々は解体予定の施設ではありますが、利用者が快適に利用できる環境を整える必要があると考えておりますので、随時修繕などを行ってまいりたいと考えております。

今回の補正については、消防設備点検において不良箇所として示された自動火災報知器設備と、誘導灯設備修繕を行うこととしております。今後も同じように施設に不備があれば、その都度修繕をしていきたと考えております。

○委員長（石井 旭君） 鈴木委員。

○10番（鈴木俊一君） 夏、夜会議やっていると、窓開けなくちゃいけないくて、扇風機だけで頑張っているんですけども、すると虫が入ってきちゃって結構大変だったりするんで、その辺何かお答えいただければと思うんですけども。

○委員長（石井 旭君） 田山生涯学習課長。

○生涯学習課長（田山 智君） 昨年夏、美野里公民館の2階のエアコンが全て故障しました。もう大分古いエアコンでして、修繕が出来ない状況であったことから、昨年の夏は、研修室の1室だけエアコンを別系統で設置をしました。現在、講座室と実習室の方にエアコンがない状況です。令和6年度予算で、それぞれに別系統で設置を考えております。

○10番（鈴木俊一君） ありがとうございます。以上です。

○委員長（石井 旭君） ほかに質疑はございませんか。

田山生涯学習課長。

○生涯学習課長（田山 智君） 保留させていただいた、谷仲委員のご質問、訪問型家庭教育支援事業について、お答えさせていただきます。

個別に相談希望があったのは、8名の保護者で、支援員が相談支援活動を実施しました。

また、それ以外に、小学校や幼稚園、保育園で開催される家庭教育学級等に支援員が参加することにより、保護者との交流等を行っております。

以上です。

○委員長（石井 旭君） よろしいですか。

○13番（谷仲和雄君） 大丈夫です。

○委員長（石井 旭君） ほかに質疑はございませんか。

島田委員。

○9番（島田清一郎君） 56ページ、中学校の需用費、光熱費の補正減なんですけれども、需用費で581万円の減というのは大きいような気がするんですけども、内容についてお願いします。

○委員長（石井 旭君） 大原教育企画課長。

○教育企画課長（大原光浩君） この光熱費につきましては、電気の使用料ということで、その電気の使用料の執行見込みによるもので減ということでございます。

○委員長（石井 旭君） 島田委員。

○9番（島田清一郎君） 需用費で580万って多いですね、経常経費ですから。この辺は見

通しがもっと少ないときに、早めに補正減にしてもらえれば、その財源はほかへ回せると思うんですが、これからよろしくをお願いします。

○委員長（石井 旭君） 大原教育企画課長。

○教育企画課長（大原光浩君） 今後につきましては、島田委員のおっしゃるとおり、もっと早めに補正をしたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（石井 旭君） ほかに質疑はございませんか。

長沼子ども課長。

○子ども課長（長沼光子君） 先ほどの鈴木委員さんのご質問の中で、放課後児童対策のほうになりますが、こちら1クラス増えたことによる補正増なんですけれども、1クラス30人ぐらい増えたということです。

以上になります。

○委員長（石井 旭君） よろしいですか。

○10番（鈴木俊一君） はい。

○委員長（石井 旭君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第23号 令和5年度小美玉市一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第24号 令和5年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

重藤医療保険課長。

○医療保険課長（重藤達雄君） それでは、議案第24号 令和5年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ183万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ52億8,228万6,000円とするものでございます。

6ページをご覧ください。

まず、歳入の補正についてご説明させていただきます。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、合計額で1,371万9,000円の補正増をお願いするものでございます。内容は、1節の医療給付費分現年課税分より、3節の介護納付金より現年課税分まで、それぞれ調定額に合わせ補正をさせていただくものでございます。

次に、4款国庫支出金、1項国庫補助金、2目国民健康保険制度関係業務準備補助金、1節社会保障・税番号制度システム整備補助金1万3,000円の補正増をお願いするものでございます。内容は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報等の事業費補助金について増額をするものでございます。

次に、5款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、1節普通交付金が保険給付費等交付金として591万2,000円の補正減、2節特別交付金204万3,000円増のうち、保険者努力支援分が185万円の補正増、特定健康審査等負担金が19万3,000円の補正増をお願いするものでございます。内容はいずれも、事業実績による 確定によるものでございます。

次に、7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、合計で1,128万5,000円の補正減をお願いするものでございます。内容は、それぞれ先ほど一般会計の歳出でもご説明をさせていただきましたが、国民健康保険特別会計繰出金の補正額と同額を補正させていただくものでございます。

7ページをご覧ください。

次に、9款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金、1節一般被保険者延滞金632万3,000円の補正減、下段の4項雑入、1目一般被保険者第三者納付金、1節現金給付費分288万7,000円の補正増、3目一般被保険者返納金、1節現物給付費分213万9,000円の

補正増、2節現金給付費分88万3,000円の補正増をお願いするものでございます。内容は、いずれも歳入見込み増によるものでございます。

歳入は以上となります。

8ページをご覧ください。

続きまして、歳出の補正についてご説明させていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄2の一般会議費は、財源内訳補正となります。内容は、歳入でご説明しました、4款国庫支出金の社会保障・税番号制度システム整備補助金が1万3,000円補正増となることにより、確定財源の国県支出金を増額し、一般財源を同額減額するものでございます。

次に、下段の2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、説明欄1の一般被保険者療養給付費も財源内訳補正となります。内容は、歳入でご説明しました5款県支出金の保険給付費等交付金、普通交付金591万2,000円の補正減に保険者努力支援金分185万円の補正増のうち、1万9,000円を加えた額を特定財源の国県支出金で減額しまして、9款の諸収入の一般被保険者返納金現物給付費分213万9,000円の補正増額分を特定財源のその他財源で増額し、不足する額につきまして一般財源を増額させていただくものでございます。

9ページをご覧ください。

3款国民健康保険事業納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者療養給付費分、説明欄1の一般被保険者療養給付費分も財源内訳補正となります。

歳入でご説明をさせていただきました5款県支出金の保険者努力支援金分185万円の補正増より1万9,000円を差し引いた183万1,000円を特定財源の国県支出金で増額し、9款諸収入のうち、一般被保険者保険税延滞税632万3,000円の補正減に、一般被保険者第三者納付金現物給付費分288万7,000円と一般被保険者返納金現金給付費分88万3,000円を加えた額の225万3,000円を特定財源のその他財源で減額し、不足する額につきまして、一般財源を増額するというところでございます。

次に、6款保険事業費、1項1目特定健康審査等事業費、説明欄2の特定健康審査等事業費の財源内訳補正となります。内容は、歳入でご説明いたしました5款特定健診等負担金19万3,000円の補正増額分を特定財源の国県支出金で増額し、一般財源を同額減額するものでございます。

歳出は以上でございます。

令和5年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○委員長（石井 旭君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第24号 令和5年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第25号 令和5年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

重藤医療保険課長。

○医療保険課長（重藤達雄君） それでは、議案第25号 令和5年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

最初に、1ページをご覧願います。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ6億9,369万5,000円とするものでございます。

それでは、6ページをご覧願います。

まず、歳入の補正についてご説明いたします。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料、1 目 1 節特別徴収保険料につきまして1,333万5,000円の補正減をお願いするものでございます。内容は、見込み減によるものでございます。

その下の、2 節普通徴収保険料1,356万6,000円の補正増、その下、滞納繰越分62万7,000円の補正増をお願いするものでございます。内容は、いずれも見込み増によるものでございます。

続いて、3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目 1 節事務費繰入金につきまして155万円の補正減をお願いするものでございます。

続いて、3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目 1 節事務費繰入金につきまして155万円の補正減をお願いするものでございます。内容は、職員人件費の減額に伴うものでございます。

その下の、2 目 1 節保険基盤安定繰入金につきまして121万2,000円の補正増をお願いするものでございます。内容は、保険基盤安定対策費が増加したため、一般会計からの繰入金を増額させていただくものでございます。

次に、5 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目 1 節延滞金につきまして3万2,000円の補正増をお願いするものでございます。内容は、歳入として確定している額に増額させていただくものでございます。

続いて、5 款諸収入、3 項受託事業収入、1 目 1 節後期高齢者健康診査受託事業収入につきまして69万3,000円の補正減をお願いするものでございます。内容は、歳出におきまして、健康診査の受診者等がおおむね確定したことにより、後期高齢者医療広域連合から収入見込み減となる額でございます。

その下、2 目 1 節高齢者の保険事業と介護予防等の一体的実施受託事業収入につきまして12万2,000円の補正減をお願いするものでございます。内容は、諸経費の見込み減によるものでございます。

7 ページの中段をご覧ください。

続きまして、歳出の補正についてご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、説明欄 2 の一般管理事務費につきまして81万5,000円の補正減をお願いするものでございます。内容は、諸経費における不用額の精算、健診委託料等についておおむね人数が確定したことにより減額をするものでございます。

次に、2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金につきまして210万2,000円の補正増をお願いするものでございます。内容は、後期高齢者医療

保険基盤安定対策費が見込み増となったこと及び広域連合へ納付する保険料の増加分によるものでございます。

以上で、議案第25号 令和5年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（石井 旭君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第25号 令和5年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第28号 令和5年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

小川介護福祉課長。

○介護福祉課長（小川和夫君） それでは、議案第28号 令和5年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明を申し上げます。

1枚目をお開き願いたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,365万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億8,092万8,000円とするものでございます。

初めに、歳入についてご説明をいたします。

6 ページからお願いいたします。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料でございます。1 月末調定の徴収見込みに基づき、総額4,895万3,000円の補正増をお願いするものでございます。

次の 2 款使用料及び手数料、1 項の手数料でございますが、2 目として地域支援事業手数料としまして、見込みに伴いましての 2 万 5,000 円の補正減をお願いいたします。

次に、3 款国庫支出金、1 項国庫負担金の 1 目介護給付費負担金でございますが、介護給付費の負担金交付額の決定によりまして 2,678 万 9,000 円の補正増をお願いするものでございます。

その下でございます。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金でございます。3,115 万 5,000 円の補正減をお願いするものです。調整交付金の交付額及び総合事業の調整交付金交付額の決定に伴う減額となります。

次に、2 目の地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）でございますが、対象経費の決算見込みに伴い 110 万 3,000 円の補正減をお願いするものです。

続きまして、3 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）でございますが、対象経費の決算見込みに伴いまして 738 万 6,000 円の補正減をお願いするものです。

続きまして、4 目です。

保険者機能強化推進交付金でございます。交付額の決定によりまして 7 万 4,000 円の補正増をお願いするものです。

続きまして、5 目介護保険者努力支援交付金でございます。交付額決定によりまして 254 万 9,000 円の補正増をお願いいたします。

続きまして、4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金の 1 目介護給付費交付金でございます。介護給付費の決算見込みに伴い 5,573 万 6,000 円の補正減をお願いするものです。

同じく、2 目の地域支援事業支援交付金でございますが、対象経費の決算見込みに伴い 148 万 6,000 円の補正減をお願いするものです。

7 ページをお願いいたします。

続きまして、5 款でございます。県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金でございます。介護給付費負担金交付額決定により 2,135 万 7,000 円の補正増をお願いするものです。

その下、2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）で

ございますが、対象経費の決算見込みに伴い68万9,000円の補正減をお願いするものです。

同じく2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）でございますが、対象経費の決算見込みに伴い369万6,000円の補正減をお願いするものでございます。

続きまして、7款でございます。繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金でございますが、介護給付費の決算見込みに伴い、市の負担分として1,320万4,000円の補正減をお願いするものでございます。

同じく2目でございます。地域支援事業の繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）でございますが、68万9,000円の補正減をお願いするものです。

同じく3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）でございますが、こちら369万6,000円の補正減をお願いするものです。

同じく4目でございます。低所得者保険料軽減繰入金でございます。97万4,000円の補正減をお願いするものです。

同じく5目その他一般会計繰入金、1節の事務費繰入金でございますが、366万3,000円の補正減をお願いするものでございます。

その下でございます。7款繰入金、2項基金繰入金の1目介護給付費準備基金繰入金でございます。国庫県支出金支払基金等の交付決定及び事業費の減額によりまして9,972万3,000円の補正減をお願いするものです。

8ページをお願いいたします。

9款でございます。諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、1目の第1号被保険者延滞金でございます。収入見込みから4万3,000円の補正増をお願いいたします。

その下、3項雑入、2目第三者納付金でございます。収入見込みから13万3,000円の補正増をお願いいたします。

同じく4目雑入でございますが、認知症の予防教室個人負担金2万4,000円の補正減と通所型サービス利用の個人負担金32万6,000円の補正減、成年後見制度審判の申立て手数料の返還金としまして2万1,000円の補正増によりまして、合計32万9,000円の補正減等をお願いするものでございます。

歳出の分でございます。

次に、9ページをお願いいたします。

歳出1款の総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄2としまして一般管理費で5万8,000円の補正減をお願いするものです。決算見込みによります減額でございます。

その下でございます。

2項徴収費、1目賦課徴収費の説明欄の1で、賦課徴収費として11万9,000円の補正減をお願いいたします。決算見込みによるものでございます。

次のページ、10ページをお願いいたします。

3項の介護認定審査会、2目認定調査費等の説明欄1、認定調査等費ですが、60万8,000円の補正減をお願いいたします。決算見込みによりまして11節の役務費、主治医の意見書作成手数料の補正減をお願いするものでございます。

続きまして、2款の保険給付費、1項介護サービス等諸費の1目介護サービス等諸費、説明欄1、介護サービス経費でございます。6,500万4,000円の補正減をお願いするものです。18節の負担金補助及び交付金の決算の見込みに伴います補正減をお願いするものです。

同じく2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス等諸費の説明欄1として、介護予防サービス経費でございますが、614万3,000円の補正減をお願いいたします。18節の負担金補助及び交付金の決算見込みによる補正減でございます。

11ページをお願いいたします。

3項その他諸費としまして、1目審査支払の手数料でございますが、こちら財源内訳補正としまして、国県の支出金3万6,000円を増額して、その他財源としまして1万9,000円及び一般財源の1万7,000円を減額という形でございます。

その下でございます。

4項としまして、高額介護のサービス等費でございます。こちらにつきましても、財源の内訳補正等お願いするものでございまして、国県の支出金171万1,000円を増額と、その他の財源として69万3,000円、また、一般財源の101万8,000円を減額するものでございます。

その下、5項でございます。特定入所者介護サービス費、1目特定入所者介護サービス等費の説明欄の1、特定入所者介護サービス経費でございます。3,075万2,000円の補正減をお願いいたします。決算見込みに伴うものでございます。

12ページをお願いいたします。

続きまして、2款の保険給付費、国庫市町村特別給付費の1目市町村特別給付費、説明欄1としまして、市町村特別給付費でございますが、69万1,000円の補正減をお願いいたします。決算見込みによる減額となります。

その下でございます。

7項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス等費、説明欄1の高

額医療合算介護サービス経費でございますが、373万1,000円の補正減をお願いします。決算見込みによる減額となります。

13ページをお願いいたします。

3款のうち、地域支援事業費の1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、説明欄2としまして介護予防・生活支援サービス事業でございますが、318万9,000円の補正減をお願いいたします。決算見込みによるものです。

次、所管を代わります。

○委員長（石井 旭君） 大山地域包括支援センター長。

○地域包括支援センター長（大山伸一君） 続きまして、地域包括支援センター所管となります。

ページは同じく、その下の2目介護予防ケアマネジメント事業費、説明の欄、介護予防ケアマネジメント事業につきましては、財源内訳補正として国庫補助の保険者機能強化推進交付金の充当調整により80万円を増額し、一般財源を同額減額するものでございます。

次に、2項包括的支援事業・任意事業費でございます。1目包括的支援事業費、ページ変わらして14ページ、上段のほうです。説明の欄2の地域包括支援センター運営事業費につきましては、補正後の予算総額は変わらず、節間相互の組替えによる補正をお願いするものでございます。増減額の内容としましては、まず減額については、1節地域包括ケア会議委員報酬、8節普通旅費及び18節会議研修参加負担金をそれぞれ実績及び執行見込みにより減額するものでございます。11節手数料につきましては、現在使用されていないセンター直通のファックス回線を直通の電話回線のサブ番号として入れ替えるため、その回線の手数料として4,000円を増額するものでございます。13節の地域包括支援システム使用料につきましては、令和6年度4月からの介護保険制度改正に伴いまして、現システムに対応させるプログラムソフトの使用料として28万6,000円を増額するものでございます。

地域包括支援センター所管の補正については以上となります。

○委員長（石井 旭君） 小川介護福祉課長。

○介護福祉課長（小川和夫君） 続きまして、同じく14ページの2項包括的支援事業任意事業費の1目包括的支援事業費、説明欄の3、包括的支援事業運営費の（社会保障充実分）でございますが、55万6,000円の補正減をお願いするものです。決算見込みに伴う減額となります。

続きまして、2目の任意事業費、説明欄1としまして任意事業費となりますが、52万

9,000円の補正減をお願いいたします。決算見込みによる減額でございます。

続きまして、ページをめくりましての15ページでございます。

3項の一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費の説明欄1としまして、一般介護予防事業運営費でございますが、26万6,000円の補正減をお願いするものです。決算見込みによる減額でございます。

以上が、介護保険特別会計の補正に関する内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によるこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第28号 令和5年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本日、当委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

続いて、その他に入りますが、執行部から説明がある旨、申出がありましたので説明をお願いいたします。

太田健康増進課長。

○健康増進課長（太田由美江君） よろしくお願いいたします。

健康増進課でございます。地域医療対策事業についてご説明申し上げたいと存じます。

始めに、令和2年7月以降、医師確保が困難等の理由によりまして、石岡市休日緊急診

療が休止となっておりますが、小児科の休日診療におきましては、令和3年7月から石岡第一病院に委託して開始してまいりました。このたび石岡地域医療計画におきまして、中心的に取り組む施策として位置づけられている緊急診療の再開に向け、石岡地域内の山王台病院で総合診療として緊急診療業務を開始する方向で調整していただけることになりましたので、こちらでご報告させていただきます。

なお、この緊急診療とは、いわゆる初期体制でございますが、休日、夜間に比較的軽症な救急患者を診察するものでございます。

2番の経過については、おおむね表のとおりでございますが、事務局は石岡市地域医療対策室が中心となりまして、令和5年10月下旬より医療機関等へ緊急診療再開に向けた相談を実施しております。

令和6年2月下旬に山王台病院のほうから、おおむね令和6年度中に緊急診療を実施いただける旨の回答をいただいております。その際、調整のため令和5年度第4回第3市事務局会議及び令和5年度第1回3市長会議を開催し、最終的には石岡市、小美玉市、かすみがうら市の3市で予算等について、議会での承認をいただく必要ある事項ではございますが、山王台病院での再開を想定した緊急診療業務について3市で協議を行いまして、再開に向けての合意形成を図っているところでございます。

想定されます緊急診療業務の内容でございますが、診療場所は山王台病院の一部といたしまして、業務形態は委託業務、目標開始機関は令和6年7月からといたしまして、想定いたします委託料は年間で2,000万程度としております。仮に目標としております7月から開始できた場合には、7月から来年3月までの9か月分で、委託料1,500万円程度を見込んでございます。負担金につきましては、その下に記載しておりますとおり、現在、石岡地域における緊急診療及び在宅当番医制度運営に係る協定書に基づいて算出することとなっております。

次のページでございますが、想定している診療日及び診療時間でございます。診療の科目については、総合診療、いわゆる内科ですとか、外科ですとか、そういった総合診療を想定しております。現在も山王台病院さんについては、どの科に受診してよいか分からない方については総合診療科のほうを受診していただく対応となっておりますので、内科、外科等を問わず緊急診療についても同様の対応を想定しております。

診療日は、山王台病院の休診日が日曜日と祝日、年末年始ということでございますので、その年末年始で夜間のやはり診療というのは、ドクター、医師の確保が大変難しい状況にな

っておりますので、昼間の9時から12時、午後は1時から4時を想定しております。

今後のスケジュールでございますが、3月に石岡市、小美玉市、かすみがうら市で所管委員会等で報告いたしまして、緊急診療の再開に向けさらに3市及び医療機関等、引き続き協議を行ってまいります。

次に、5月以降でございますが、目標としている7月開始に向けまして、3市で緊急診療におけます補正予算を上程してまいりたいと考えております。

ご説明申し上げたのは以上でございますが、詳細については今後調整し、またご報告させていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

○委員長（石井 旭君） 説明が終わりました。

これに対して何かございますか。

谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） 先ほど説明がありました、その令和4年4月の3市首長の覚書のところ、ちょっと私も傍聴行かせていただきまして、今回こちらの資料のほうに載っている石岡市休日救急診療という捉え方というのは、これは石岡の地域医療計画の位置づけで進んでいくものかどうか、ちょっとそこをまず確認したいと思います。

○委員長（石井 旭君） 太田健康増進課長。

○健康増進課長（太田由美江君） ご質問にお答えいたします。

医療計画と申すのは、石岡地域の医療体制整備確保という点においては、今まで、先ほどご説明にありましたように、いわゆる一次救急の緊急診療が休止状態ということでございますので、そこを充足するために今回の運びになったというふうに捉えておりますし、そのように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） そうすると、石岡地域医療計画とは別の捉え方になりますか。

○委員長（石井 旭君） 太田健康増進課長。

○健康増進課長（太田由美江君） 同じ3市の事務局会議においては、例えば小児科であるとか、産科の確保というところも併せて協議を進めているところございまして、別といいますか、私どもとしては緊急診療体制も重要だというふうに捉えておりますので、同時に医療体制整備の協議のほうは進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） ありがとうございます。

あと、石岡地域医療計画、ちょっと今止まっているような感があるんですが、もしそれ進みましたら、またこういう場でいろいろご報告いただければと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（石井 旭君） ほかにご質疑ありますか。

島田委員。

○9番（島田清一郎君） 緊急診療の中に、小川の病院は参入してこないんでしょうか。市からかなり援助していると思うんですけども。位置づけ的なこと、ちょっと分かればお願ひします。

○委員長（石井 旭君） 太田健康増進課長。

○健康増進課長（太田由美江君） 今回の石岡地域の緊急診療におきましては、実際のところ休日診療については、今、申し上げたように山王台病院が今度参入されるということで、医療センターにつきましては、鉾田地域の輪番制のほうで対応してございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 島田委員。

○9番（島田清一郎君） 医療地域はいいんですけども、第一次診療とか、結局市から援助して夜間診療とかそういうのを専門的にやってもらうということで、小川の病院に援助していると思うんです。その場合、一般質問の中でも何回か出たと思うんですけども、救急車の診療を受け付けてもらえなかったとか、そういうのって、こちらから、市のほうから要望して夜間診療してもらいたいな要望とかそういうことというのは可能なんでしょうか。ちょっと担当の意見では難しいと思うんですが。

○委員長（石井 旭君） 菅谷保健衛生部長。

○保健衛生部長（菅谷清美君） 二次救急、救急車の受入れ等に関しましては、現在も要望のほうをしておりますし、今後も引き続き要望をしてまいりたいと考えております。

一次救急に関しましては、小美玉市医療センターのほうでも、実際に患者さんのほうが自分から行って診てもらいたいということで、病院さんのほうでも受入態勢ができていれば、現在も診てくれるという状況ではございますが、引き続きそちらに関しましては要望してまいりたいと存じます。

○委員長（石井 旭君） ほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、その他執行部から、またありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、本日の審議及び協議は全て終了いたしました。

それでは、副委員長にお願いをいたします。



◎閉会の宣告

○副委員長（島田清一郎君） 以上をもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 12 時 05 分 閉会